
解 説

温泉法改正の概要

(財)中央温泉研究所
甘露寺 泰 雄

Outline on the Revision of Japan Hot Spring Law

Yasuo KANROJI
Hot Spring Research Center

温泉法の一部を改正する法律が平成 13 年 6 月 27 日付けで公布され、本年 4 月 1 日から施行されたので、改正の概要を解説することにした。

① 温泉分析機関の都道府県知事への登録

地方分権及び規制緩和の趣旨にのっとり、現行の環境大臣による温泉分析機関の指定制度を改め、一定の検査能力のある機関を（営利、非営利を問わず）都道府県知事の登録制度とした（第 15 条関係）。

これまで、環境大臣が 86 の非営利の分析機関（国の機関 11、都道府県・市町村の機関 52、公益法人 23）を指定していたが平成 14 年 3 月 31 日付でこれら機関が廃止され、分析機器等に関する基準を満たせば、都道府県知事へ登録の上、分析業務を行うことが可能となった。

これに係る第 15 条を資料 1 に示す。

ここで、15 条三項については、温泉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 35 号）の一部を改正する省令第 10 条（登録の基準）で、資料 2 のように定められている。

なお登録の申請に関しては、同省令第 8 条で、資料 3 のようにきめられている。

また登録された分析機関の標識の掲示が同省令第 13 条できめられており、(財)中央温泉研究所では登録を行ったのち、東京都より交付された登録表が同所の入口及び分析室に掲げられている（資料 4）。

なお、温泉分析検定書には、登録 No. 及び日付を記載するよう指示されている。

② 許可の基準及び許可の取消し

これまでの、温泉掘削等による既存温泉のゆう出量、温度、成分への影響と公益の侵害に加えて、人的要件が規定された（第 4 条及び第 7 条関係）。例えば許可の基準の中に、申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者とか、申請者の役員が前述に該当しているときは許可が受けられない。

③ 掘削等の許可の失効手続きの迅速化

1. 温泉掘削等の許可の有効期間を許可の日から起算して 2 年とし、有効期間の更新は一定の場合に 1 回に限り 2 年を限度とすることとなった (第 5 条関係)。
2. 温泉の掘削等の許可を受けた者は、工事を完了し、又は廃止した (工事を行わない) ときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないとし、その届出があったときは当該許可は効力を失うこととなった (第 6 条関係)。

これは、旧法では、許可を受けた者が 1 年以上掘削に着手しない場合等において、都道府県知事は聴聞を行った上でなければ許可の取り消しができず、許可を受けた者が、経済的理由等により掘削に着手しない、掘削用の機材を現場に放置するといった問題事例が滞留 (全国で 800 件程度) し、許可がそのまま放置されると新規の掘削許可ができず、結果として温泉の有効利用の機会が失われる場合もあり、このようなことは、許可制度の適正や工事の安全面からも問題で、許可の有効期間を設けることにした。なお、やむをえない理由で期間内に完了しない場合には 1 回に限り 2 年以内の延長が認められている。

④ 温泉の成分等の揭示の適正化

温泉の成分等の揭示について、その内容の都道府県知事への届出を規定し、都道府県知事は、必要があると認めるときは、揭示内容の変更を命ずることができることとなった。(第 14 条第 3 項及び第 4 項関係)

これは旧法では、法律上温泉の成分等の揭示義務はあるが、知事に対しては省令で揭示内容の届出を規定しているのみであり、揭示をはっきり法律で規定したわけである。

⑤ その他

罰則が変わり罰金が高額となった。例えば第 3 条第 1 項の掘削の許可であるが、違反した場合旧法では 1 万円以下が百万円以下に引き上げられた。また 35 条で掘削の許可を受けた者が掘削して、温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすか、公益を害するおそれがあると認めるときは、旧法では 5 千円以下の罰金になっていたのが 50 万円に引き上げられた点など。

その他、第 10 条の温泉採取の制限命令を聞かなかつたり、浴用又は飲用の許可を受けない温泉の利用を行った場合、登録を受けなくて温泉成分の分析を行った場合などにも罰金が課せられる。

参考文献

環境省：温泉法の一部を改正する法律，新旧対照条文。

温泉法施行規則（昭 23 年厚生省令第 35 号）の一部を改正する省令（案），新旧対照条文。

資料 1

(温泉成分分析を行う者の登録)

第十五条 温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設（以下「分析施設」という。）について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 分析施設の名称及び所在地
- 三 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能

四 その他環境省令で定める事項

- 3 都道府県知事は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。
 - 一 前項第三号に掲げる事項が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録をうけることができない。
 - 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 二 第二十一条（第三号を除く。）の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - 三 法人であって、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 5 都道府県知事は、第一項の登録をしたときはその旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により通知しなければならない。

資料 2

（登録の基準）

- 第十条 法第十五条第三項第一号の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる器具、機械又は装置（これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む。）を保有していることとする。
- 一 ガラス製棒状温度計（日本工業規格 B 七四一一に適合するものであって、目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）が 0.1 度以下のものに限る。）
 - 二 化学天びん（ひょう量が十グラム以上であって、感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）が 0.1 ミリグラム以上のものに限る。）
 - 三 原子吸光光度計
 - 四 分光光度計
 - 五 水素イオン濃度計（日本工業規格 Z 八八〇二に適合するガラス電極法による形式のものに限る。）
 - 六 イオンクロマトグラフ
 - 七 IM 泉効計又は液体シンチレーションカウンター
 - 八 水銀用原子吸光分析装置
- 2 前項第七号に掲げる装置（これらと同程度以上の性能を有する器具又は装置を含む。以下この項において「IM 泉効計等」という。）については、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であって、申請者がその旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、保有することを要しない。
- 一 申請者が、IM 泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合に IM 泉効計等を借り受ける旨の契約を締結しているとき。
 - 二 申請者が、IM 泉効計等を保有している登録分析機関との間で、当該登録分析機関が IM 泉効計等を用いて行う温泉成分分析を申請者に代わって行う旨の契約を締結しているとき。

資料 3

（登録の申請）

- 第八条 法第十五条第二項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - 二 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

- 三 分析施設（法第十五条第一項に規定する分析施設をいう。以下同じ。）の見取図
 - 四 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有することを証する書類
 - 五 申請者が法第十五条第四項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 2 法第十五条第二項第四号の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする
- 一 温泉成分分析の業務の責任者（次号及び第三号において「分析責任者」という。）の氏名
 - 二 温泉成分分析の業務に関し分析責任者が有する資格
 - 三 分析責任者の温泉成分分析に関する経験及び研究成果の概要
 - 四 その他参考となるべき事項

資料 4

登 録 分 析 機 関 登 録 票	
この標識は、温泉法に基づく登録分析機関としての登録の主要な内容を表示しています。	
登録の年月日	平成 14 年 4 月 4 日
登録番号	14 健 地 衛 第 1 号
登録を受けた分析施設の所在地の属する都道府県	東 京 都
氏 名	財団法人 中央温泉研究所 理事長 田村 善蔵
住 所	東京都豊島区高田三丁目 42 番 10 号
分析施設の名称及び所在地	財団法人 中央温泉研究所 東京都豊島区高田三丁目 42 番 10 号